

## 西東京市内認可保育施設における豪雨災害等対応ガイドライン

### 1 目的

本ガイドラインは、大型台風等の襲来に伴う豪雨災害に備え、令和2年7月17日に厚生労働省が示した「災害における臨時休園の在り方」に基づき、市内認可保育施設における臨時休園等の取扱いについて定めるものとする。

### 2 登園自粛要請・臨時休園等の対応

台風接近や豪雨災害等の恐れがある場合に、次のとおり、市内認可保育施設における登園自粛要請・臨時休園等の対応を行う。

#### (1) 登園自粛要請

市内に災害発生又は災害発生の可能性が比較的高い場合や、保育施設の運営を行うに当たって十分な体制を確保できないと予想される場合は、保護者に登園自粛要請を行う。

登園自粛要請の判断の目安は次のとおりとする。

- ① 登園開始前に、気象庁より本市に特別警報を発令する可能性があるとして発表されている。
- ② 登園開始前に、西武鉄道の本市区間において計画運休の予定が発表されている。

#### (2) 臨時休園

市内に災害発生の可能性が極めて高い場合は、保育施設を臨時休園とする。

臨時休園の判断の目安は次のとおりとする。

- ① 気象庁より本市に特別警報が発令されている。
- ② 西武鉄道の本市区間において2時間以内に計画運休が実施される見込みである。または、すでに運休が実施されている。
- ③ 本市が警戒レベル3(避難準備・高齢者等避難開始)以上の避難情報を発令している。

#### (3) 園児の登園後に臨時休園を行う場合の対応

- ① 保護者に対し、速やかにお迎えを要請する。ただし、お迎えに来ることが危険な場合(浸水被害や突風の発生等)は、安全な状況になってからのお迎えを要請する。
- ② 浸水予想区域に所在する保育施設は、避難確保計画等に従って避難を開始する。なお、保護者に対しては、保育施設ではなく、避難先にお迎えを要請する。

### 3 浸水予想区域に所在する保育施設の対応

浸水予想区域に所在する施設は、避難時に保護者が混乱なく行動できるよう、事前に策定した避難確保計画等に基づいた避難場所等を保護者に周知する。

#### 4 臨時休園後の再開について

臨時休園後の再開について、判断の目安は次のとおりとする。ただし、職員体制の確保、施設の安全確保状況、周辺施設の安全確保状況、ライフラインの状況等によっては、再開時期及び再開方法が保育施設によって異なる可能性があるため、その場合には、市と協議の上で各施設から保護者へ連絡を行うものとする。

##### (1) 日没\*から翌日の午前6時までに、2(2)①～③全てが解除された場合

原則、翌日の午前9時から開園して特別保育を実施する。

■暗い時間帯の施設状況の確認は控え、翌朝に施設状況の確認を行うものとする。

■翌日の午前8時を目途に、施設長又は施設長に代わる職員が施設の状況を確認し、開園の可否を市に連絡する。

■連絡を受けた市は、翌日の午前9時を目途にホームページを更新する。

■特別保育を実施する場合の給食提供の有無は各施設の状況による。

##### (2) 午前6時から正午までに、2(2)①～③全てが解除された場合

原則、解除から3時間後に開園して特別保育を実施する。

■解除後2時間以内を目途に、施設長又は施設長に代わる職員が施設の状況を確認し、開園の可否を市に連絡する。

■連絡を受けた市は、解除後3時間以内を目途にホームページを更新する。

■特別保育を実施する場合の給食提供の有無は各施設の状況による。

##### (3) 正午から日没\*までに、2(2)①～③全てが解除された場合

原則、当日は終日臨時休園とし、翌日から開園して通常保育を実施する。

■解除後2時間以内を目途に、施設長又は施設長に代わる職員が施設の状況を確認し、開園の可否を市に連絡する。

■連絡を受けた市は、解除後3時間以内を目途にホームページを更新する。

※ 臨時休園後の再開の目安に用いる日没の時刻については、臨時休園の際にあらかじめ保護者に周知しておくものとする。

#### 5 登園自粛要請・臨時休園及び臨時休園後の再開等についての周知

市は、ホームページにより登園自粛要請・臨時休園及び臨時休園後の再開等を広報するとともに、保育施設を通じて各保護者に対してお知らせする。

なお、臨時休園を行う場合は、各保育施設は保護者に緊急連絡先をお知らせするとともに、保育施設の入り口に臨時休園する旨と緊急連絡先（避難した場合は避難先）を示した張り紙等を掲示するものとする。

また、保育施設においては、あらかじめ緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を定め、平常時から、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。

## 6 施設が再開できない場合の対応について

浸水被害等により再開できない施設がある場合には、引き続き当該施設を臨時休園とするとともに、市は、災害発生の状況下において社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等の保育の提供を確保するため、安全に保育を実施することが可能な近隣の公立保育園等にて、特別保育の実施を検討する。